

1 CHAPTER

第 1 章 都市計画マスタープランの前提

本章では、萩市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の前提として、役割や位置づけ、期間、本書の構成などを示します。

第 1 節	都市計画マスタープランの意義と役割……………	2
第 2 節	都市計画マスタープランの位置づけ ……………	3
第 3 節	都市計画マスタープランの見直し ……………	5
第 4 節	本書の構成 ……………	12



第1節 都市計画マスタープランの意義と役割

1 都市計画マスタープランの意義

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく計画で、長期的な視点に立った都市の将来像や土地利用等の方針を明らかにした「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものです。

この都市計画マスタープランに基づき、都市づくりに関連する具体的な計画の策定や事業が進められます。

2 都市計画マスタープランの役割

本書は、以下の3つの役割を担います。

まちづくり目標の共有化

萩市基本ビジョンに示された将来像を、都市計画の観点から肉付けし、市民・企業・議会・行政が、まちづくりの目標を共有できるようになります。

都市計画における 決定・変更の指針

都市計画は、都市計画マスタープランの考え方に基づいて決定されます。
都市計画全体の整合を図ることにより、萩市の定める個別の都市計画を決定・変更する際の指針となります。

各種のまちづくり 相互の連携強化

各分野におけるまちづくりの方針を具体的に示すことで、まちづくりに対する気運を高めるとともに、お互いに秩序と連携をもって進むことができるようになります。

TOPICS

「都市づくり」と「まちづくり」

“都市づくり”とは、都市全体を見渡した都市政策の視点から考えた、主に自治体が都市計画法などに基づく市全体の都市構造へ影響を与えるような計画の策定や事業の実施を行っていくことを示しています。

“まちづくり”とは、多様化する地域の課題や市民ニーズに対応するため、市民と行政が協働し、人々が住みやすく活動しやすい共用空間である“まち”をつくっていくことを示しています。

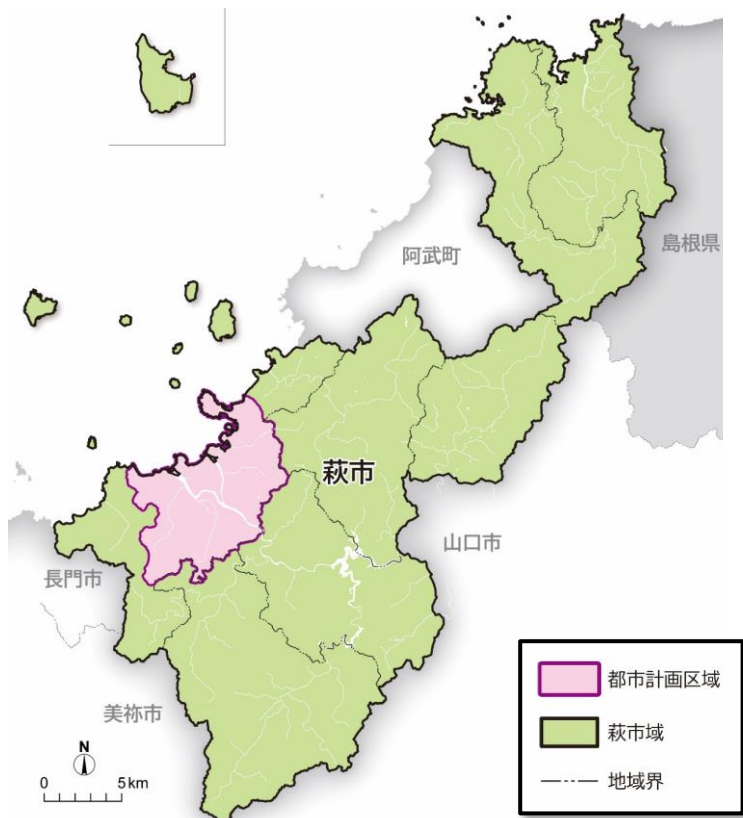




第2節 都市計画マスタープランの位置づけ

1 都市計画マスタープランの計画対象範囲

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を定めることを目的にしていることから、本書においては都市計画区域を重点的に扱いますが、都市と自然との関わりや道路整備計画等、場合によっては市域全域をまちづくりの視野に入れる必要があるため、計画対象範囲は、萩市全域とします。

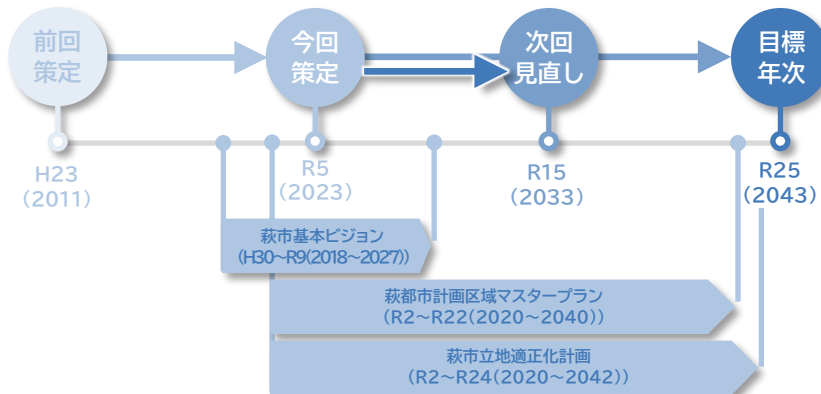


▲都市計画マスタープランの対象区域

2 都市計画マスタープランの目標年次

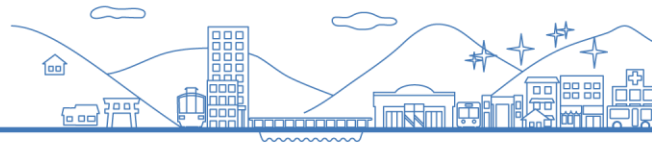
計画は概ね20年後の都市像を展望した上で、都市計画に関する基本的な方針を定めるとされているため、目標年次を令和25（2043）年とします。

なお、今後の社会情勢等の変化に対応するため、概ね10年後に改めて見直しを行います。



▲目標年次と上位・関連計画【計画期間】

萩市都市計画マスタープランの位置づけ
CHAPTER 1

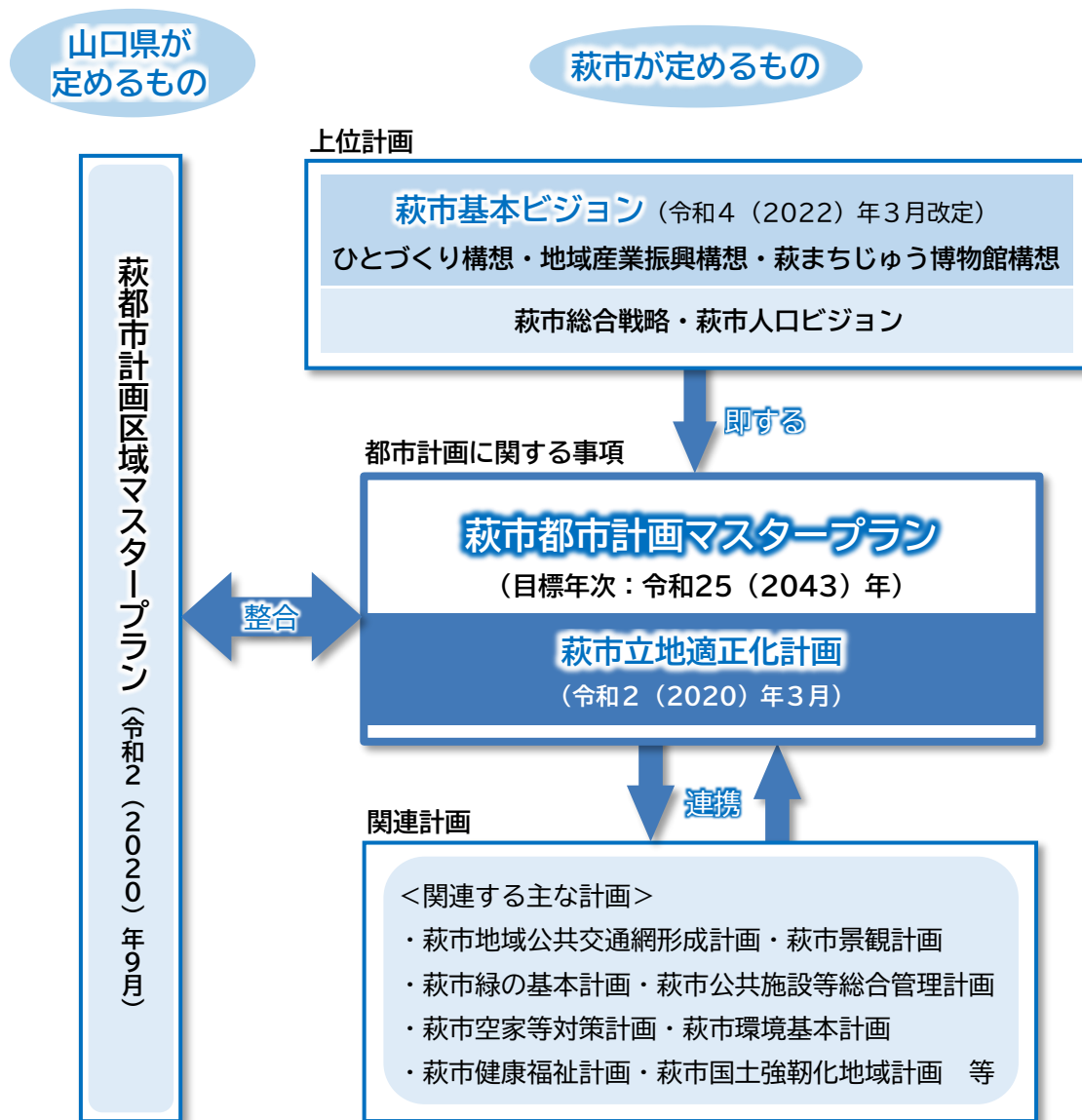


3 都市計画マスタープランの位置づけ

萩市における都市計画に関する方針として、都市計画区域を対象とした都市計画法に基づき山口県が定める「萩都市計画区域マスタープラン」があります。

また、将来にわたり持続可能なまちづくりの基本方針である「萩市基本ビジョン」や、多岐にわたる政策と具体的な取組を掲げた基本的計画である「萩市総合戦略」及び「萩市人口ビジョン」が策定されています。

本書は、前マスタープラン策定（平成23（2011）年3月策定）後の社会経済動向の変化や時代の潮流も加味しつつ、これらの方針や計画、関連する諸計画との連携を図り、「萩市立地適正化計画」を踏まえた都市計画の分野に関する事項の方針を示します。



▲計画の位置づけ



第3節 都市計画マスタープランの見直し

1 都市計画マスタープランの見直し

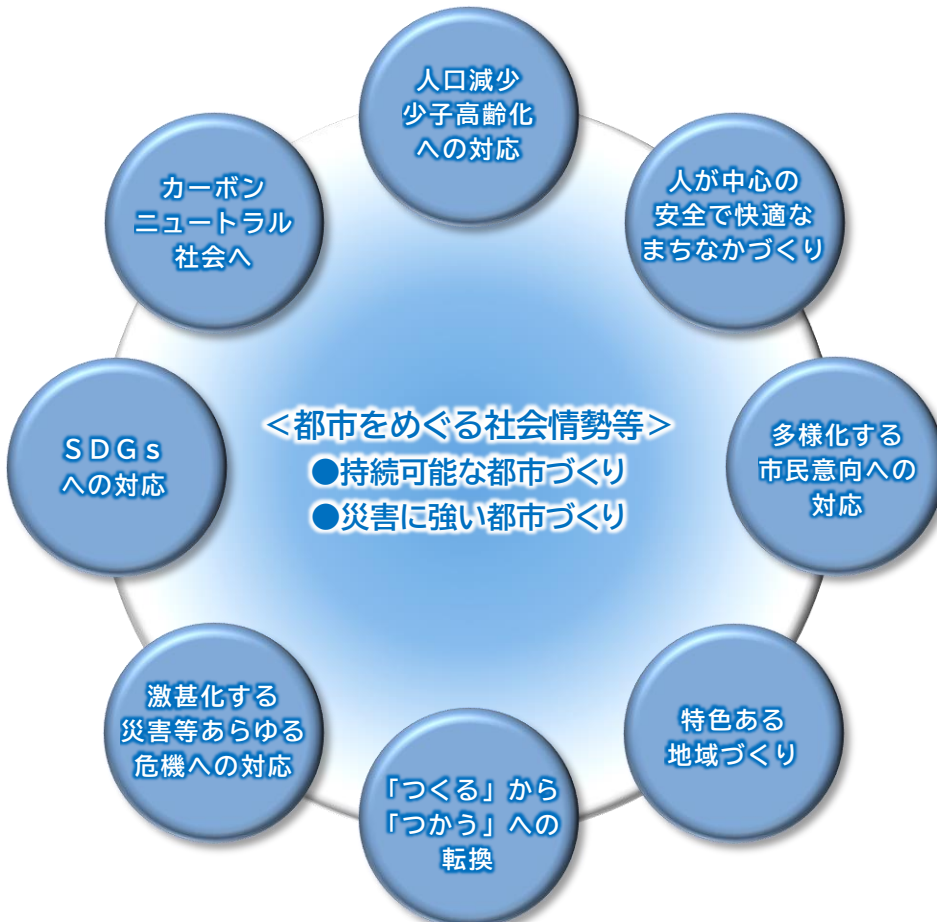
未経験の領域である人口減少局面や不安定な経済情勢、技術革新、法改正、市民の都市づくりに対する多様なニーズ等、昨今の都市をめぐる情勢の変化は著しく、都市づくりの実現性を高めるため、都市計画は変化に迅速な対応ができる柔軟性を有する必要があります。

そのため、適宜、土地利用の動向や都市施設の整備状況等を十分に検証し、その時点での必要性や実現性、効率性を検討のうえ、都市計画の見直し・修正を行います。

2 社会情勢の変化

我が国は、本格的な人口減少、少子高齢化社会が到来しており、これまでの右肩上がりの人口増加を基軸とした都市の成長・拡大から、将来にわたり持続可能な都市づくりへの転換が求められています。

萩市における今後のまちづくりの課題を考えるにあたっては、都市をめぐる次のような社会情勢の変化や全国的な都市計画動向を考慮する必要があります。





人口減少、少子高齢化社会への対応

我が国の総人口は、平成20（2008）年をピークに減少に転じており、少子高齢化が一層進展しています。人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要となっています。

萩市では、令和2（2020）年3月に「萩市立地適正化計画」を策定し、都市生活に必要な都市機能や居住の誘導と公共交通軸の形成による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現を目指しています。



人が中心の安全で快適なまちなかづくり

まちなかの再生・活性化を図るため、車中心からひと中心の空間へと転換し、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる場へと改変する「ウォーカブルなまちなか」づくりが全国的に取り組まれています。

また、防犯や景観に悪影響を及ぼすまちなかの空き地や空き家の再生や利活用を図るなど、安全で快適なまちなかづくりを進めることが求められています。



多様化する市民意向への対応

市民意向の多様化やテレワークの進展などに伴い、東京などの都心部から地方都市への移住や二地域居住が加速化しています。

また、ITの進展等により観光地等でテレワークをしながら休暇も楽しむといったワーケーションや、本社から離れた地方等で小規模なオフィスを設置するサテライトオフィス、様々な企業が同じ空間で仕事をするコワーキングなど、働き方も多様化しています。

これらの新たなニーズや多様化する市民意向に対応した都市づくりが求められています。



特色ある地域づくり

人口減少、超高齢化に対応するため、東京への一極集中ではなく、各地域がそれぞれの特徴を生かしながら、自律的で持続的な社会を創生することが求められています。

今後は、このような地方創生の観点から、地域固有の文化や歴史等の地域資源・特性を最大限に生かしつつ、その都市ならではの個性と魅力を創出するまちづくりが求められています。



「つくる」から「つかう」への転換

これまでのまちづくりは、土地の開発や都市施設の整備など、「つくる」ことが主でしたが、今後はこれまでにストックしてきた既存の社会基盤や地域資源を適切に維持・更新していくとともに、都市アセットとして利活用することで新たな価値を創造することが求められています。



激甚化する災害への対応

平成23（2011）年に未曾有の被害をもたらした東日本大震災をはじめ、平成28（2016）年の熊本地震や平成29（2017）年の九州北部豪雨、平成30（2018）年の西日本豪雨など、近年、我が国では大規模な災害が頻発しています。

萩市においても、平成25（2013）年7月の萩市東部集中豪雨（山口島根豪雨）により甚大な被害が発生するなど、こうした危機から市民の命や財産を守るため、防災・減災対策により災害に強いまちづくりを進めることが求められています。



SDGsへの対応

平成27（2015）年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標です。17の目標は、貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しており、これらの目標の達成に貢献するため、萩市においても第2期萩市総合戦略に掲げた施策との関係を示し、関連した取組を推進しています。



カーボンニュートラル社会へ

令和2（2020）年10月、政府は令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の地方公共団体実行計画（区域施策編）において、コンパクト・プラス・ネットワークに関連する「都市機能の集約」、「公共交通の確保・利用促進」が位置づけられており、令和32（2050）年のカーボンニュートラルに向け、市町村のコンパクトシティの推進も重要な役割を果たしています。

3 都市づくりに関する制度の変化

平成26（2014）年度に都市再生特別措置法の改正により立地適正化計画制度が定められたことを踏まえ、本市においても、令和2（2020）年3月に「萩市立地適正化計画」を策定しました。

令和2（2020）年度には同法が改正され、頻発・激甚化する自然災害に対応するために、「都市の防災に関する機能の確保に関する指針：防災指針」の策定が追加され、災害ハザード区域における新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策を講じる「安全なまちづくり」がより強く求められています。

また、平成23（2011）年4月には、環境影響評価法の一部改正され、計画段階から環境影響評価制度に取り組むことが求められるようになり、平成28（2016）年度には、都市農業振興基本計画が策定されるなど、都市農地をこれまでの「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」と捉えることが明確化されました。さらに、令和元（2019）年度に地域再生法が改正され、住宅団地の再生や空き家を活用した移住促進など、「多世代共生型のまち」への転換を図ることが求められています。



4 萩市の取組

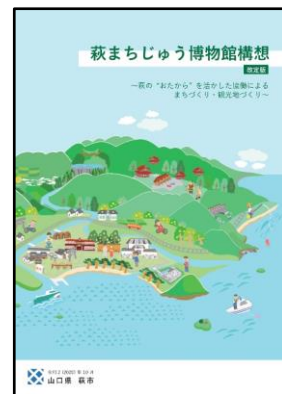
(1) これまでの取組

萩市は、これまで平成23（2011）年3月に策定された前マスタープランに基づく3つの基本的な方針に沿って都市づくりを進めてきました。

①「萩まちじゅう博物館」構想の推進と、個性と活力のあるまちづくり

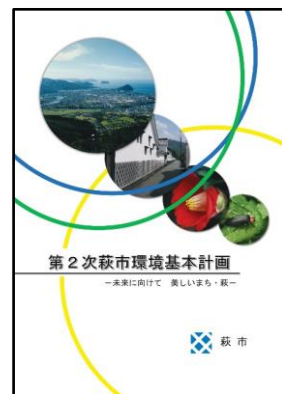
前マスタープラン策定以降も、萩市の恵まれた歴史的・文化的条件等、いわゆる「萩のおたから」を活用する「萩まちじゅう博物館構想」（令和2（2020）年10月改定）が推進されており、萩の“おたから”を活かした協働によるまちづくり・観光地づくりが進められてきました。

また、平成27（2015）年7月には「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録や、平成30（2018）年9月の萩ジオパーク認定などにより、観光客の増加などがみられ、活気とにぎわいのあるまちづくりに一定の成果を上げています。



② 水とみどりと心豊かなまちづくり

平成29（2017）年3月に市の環境保全に関する基本的な方針や施策を定めた「第2次萩市環境基本計画」が策定されただけでなく、本書の改定に合わせて、平成23（2011）年3月に策定された「緑の基本計画」の改定を行うなど、自然と共生するための計画策定を行ってきました。また、都市公園については、公園としての機能を充実させ、利用者の利便性の向上を図るとともに、市民の憩いの場として水と緑にあふれる空間づくりを目指しています。



③ 安全で安心して快適に暮らせるまちづくり

都市づくりにとって最も基本的な視点の一つである「暮らす」ということを大切にされた施策も推進しており、市の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、防災関係機関及び市民が処理すべき事務・業務の大綱が記載された「萩市地域防災計画」を定めており、令和3（2021）年3月には防災・減災に資する様々な分野の具体的な施策を定めた「萩市国土強靱化地域計画」を定めるなど、市民が安全で安心して快適に暮らせるまちづくりを進めています。

しかしながら、都市づくりは長期的な視点で進めるため、社会経済動向の変化や財政的制約等から実現できていない施策もあります。

今後も更なる市民の参画を得ながら、着実かつ継続的に社会経済動向等の変化に対応した都市づくりを進めていくことが必要です。





(2) 上位・関連計画

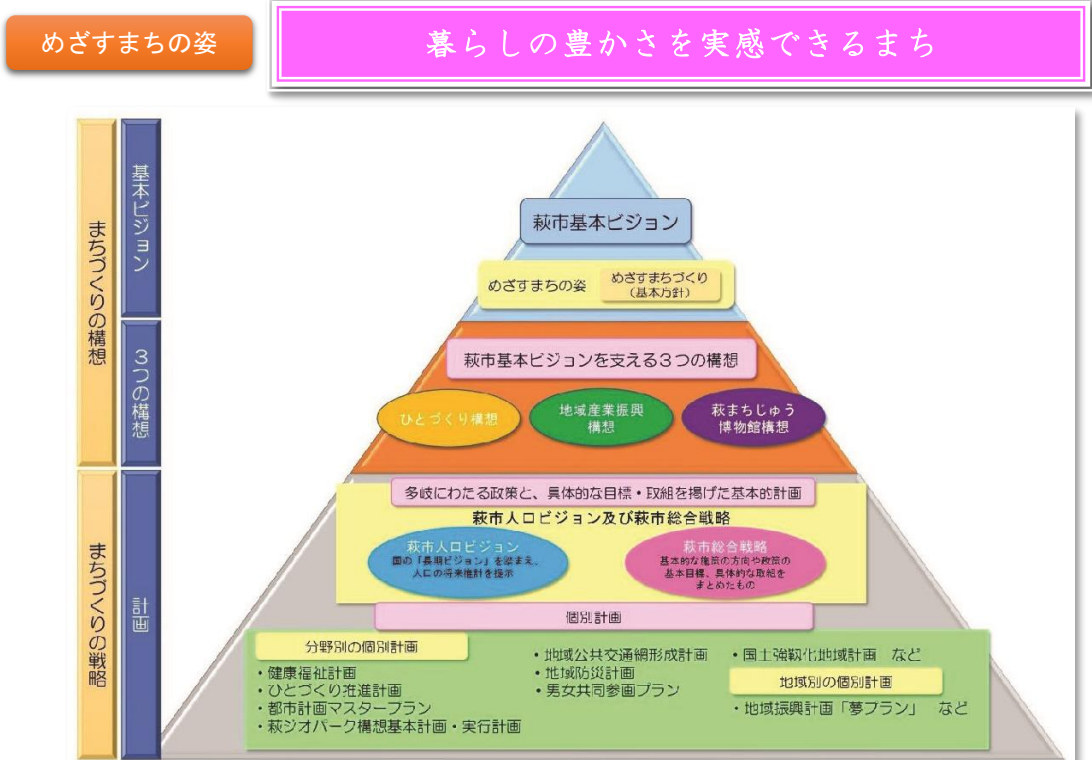
本書では、本市の最上位計画である『萩市基本ビジョン』に即するとともに、山口県が作成する「萩都市計画区域マスタープラン」や都市計画マスタープランの高度化版となる「萩市立地適正化計画」等の関連する計画と整合させる必要があります。

各計画における都市づくりの将来像などを、以下に紹介します。

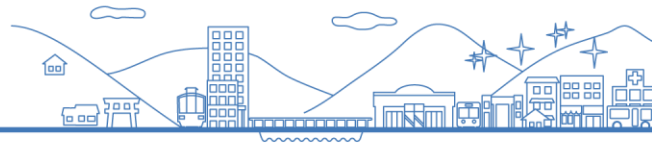
1) 『萩市基本ビジョン』

(萩市：平成30（2018）年7月策定・令和4（2022）年3月改定)

- ・萩市の将来像やまちづくりの方向性を市民と共有し、市民と行政が一体となって進めるまちづくりの指針であり、本市の政策体系において最上位に位置づけられる計画で、各分野にわたる各種計画の基本となるものです。
- ・新型コロナウイルス感染症における人々の行動や価値観、ICTの活用の期待など、様々な状況下において、社会全体が時代の転換点に直面していることを認識し、大きく変化を続ける社会経済情勢に的確に対応するため、令和4（2022）年3月に改定されています。
- ・萩市基本ビジョンに掲げるめざすまちの姿「暮らしの豊かさを実感できるまち」の実現に向けて、3つの構想「ひとづくり構想」「地域産業振興構想」「萩まちじゅう博物館構想」と、7つの基本方針「だれもが生きいきと暮らせるまちづくり」「子育ての幸せが実感できるまちづくり」「未来を担うひとを育むまちづくり」「産業活力があふれるまちづくり」「魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり」「生活基盤の充実した住みよいまちづくり」「だれからも愛されるまち、求められるまちづくり」のもと、各分野、各地域における個別計画を推進するとともに、施策を具体化し各種の取組を展開しています。



▲萩市基本ビジョン（改定版）より



2) 『萩都市計画区域マスタープラン』

(山口県：令和2（2020）年9月策定）

- ・萩都市計画区域の都市づくりの基本理念を「貴重な文化と歴史、豊かな自然にふれあえる観光・交流都市づくり」とし、歴史的市街地の保全・整備とともに、中心市街地の再構築と活性化を図り、集約型の都市づくりを進めることとしています。
- ・また、山口県都市計画基本方針（平成27（2015）年度改定）では、県全体の基本的考え方として、「多核多層ネットワーク型コンパクトシティ」の都市構造を目指しています。

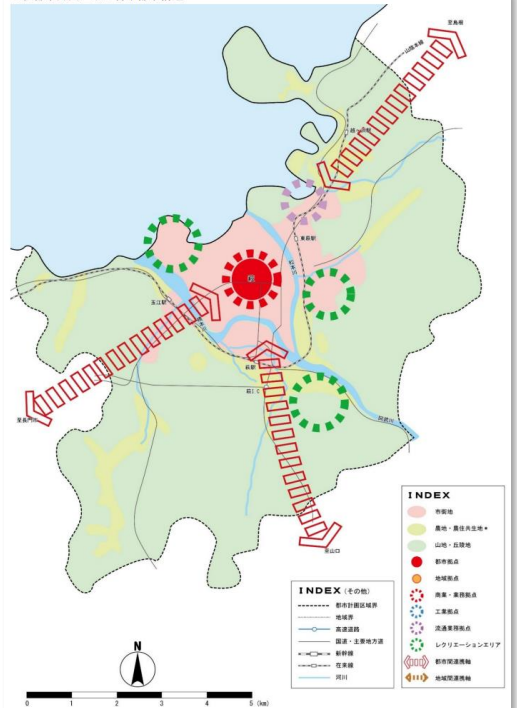
<都市づくりの基本理念>

貴重な文化と歴史、豊かな自然にふれあえる観光・交流都市づくり

- 歴史的まちなみと、豊かな自然環境を活かした魅力ある都市景観の形成を図り、観光・リゾートの拠点となる美しい都市づくりを進める。
- 歴史的まちなみの保全・整備とともに、都市内に蓄積された都市基盤施設*を活用することで、中心市街地の再構築を行う。また、立地適正化計画*を活用することで都市機能等を誘導し、中心市街地の拠点性を高めることにより、公共交通や徒歩による移動が可能な集約型の都市*づくりを進める。
- ユニバーサルデザイン*に配慮することで誰もが暮らしやすい都市環境を整えるとともに、洪水・土砂災害・地震等に対応した災害に強い都市づくりを進める。
- 産業の振興を支える都市ネットワーク*や、観光ネットワーク*の充実を図り、都市間交流による活力ある都市づくりを進める。
- 住民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しながら、エリアマネジメント*の推進等、協働して地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを進める。

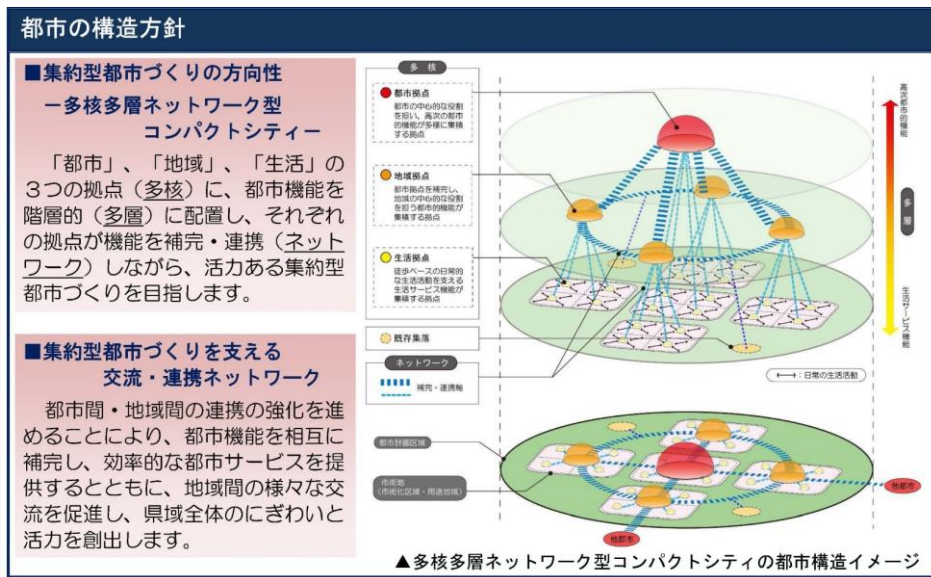
<将来都市構造図>

■萩都市計画区域の将来都市構造



▲萩都市計画区域マスタープランより

<山口県都市計画基本方針>



▲山口県都市計画基本方針より



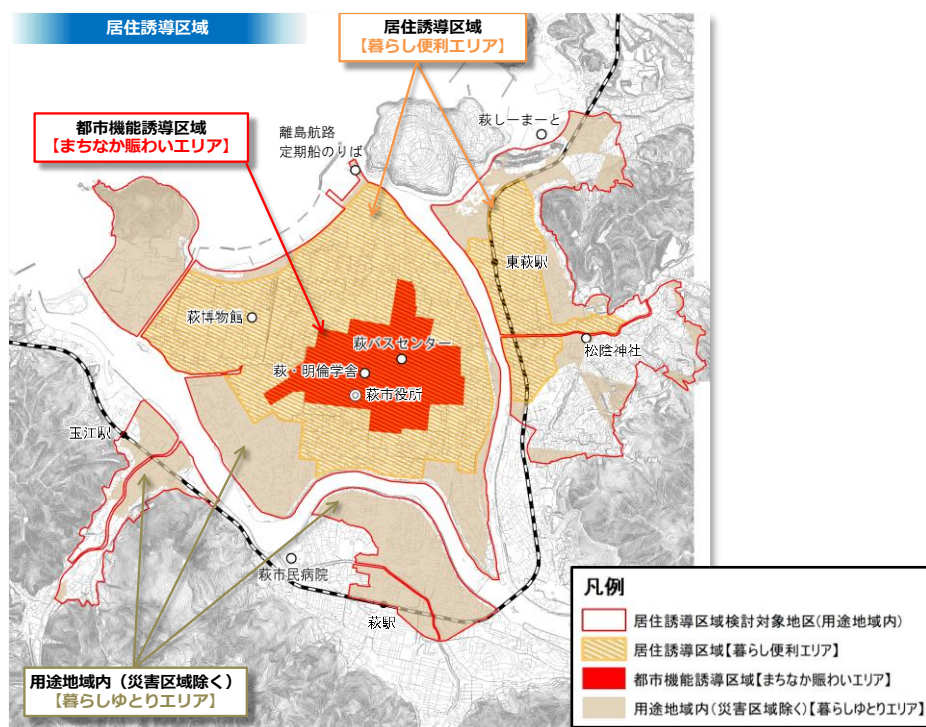
3) 『萩市立地適正化計画』

(萩市：令和2（2020）年3月策定)

- ・立地適正化計画は、平成26（2014）年8月に改正された都市再生特別措置法に基づく都市計画制度のひとつで、都市全体の観点から居住や福祉、医療、商業等の都市機能の立地や公共交通の充実等に関して定める、都市計画マスタープランの高度化版にあたる計画書です。

<まちづくりの理念・目標>

- ・萩市立地適正化計画においては、萩バスセンター周辺を都市機能誘導区域に指定し、高次な都市機能を誘導し、その周辺区域（城下町エリアから東萩駅周辺）を居住誘導区域に指定し、居住の誘導・人口密度維持を図る計画としています。
- ・「暮らしやすく魅力あふれる市街地環境の保全・向上」「地域産業振興によるまちの活力再生」を目標として、何十年後も住み続けられる持続可能なまちづくりを目指します。



▲萩市立地適正化計画（概要版）より本書の構成



第4節 本書の構成

1 全体構成

本書は、都市計画マスタープランの前提、都市の動向、全体構想、地区別構想、まちづくりの実現に向けての6章で構成されています。

全体構想では、萩市の将来像や基本となる都市計画の方針を中心に示しています。

また、地区別構想では、市の都市計画区域を4つの地区に区分し、各方面の特性や課題を踏まえた将来像やまちづくりの方向性を示しています。

第6章の「まちづくりの実現に向けて」では、全体構想に即した具体的なまちづくりの構想を示しています。

第1章 都市計画マスタープランの前提

◆本書の役割や位置づけ、役割、期間などについて示します。

第2章 都市の動向

◆萩市の特性や、現状と動向などを「社会・暮らし」「経済」「環境」の3つの面から示し、合わせて市民アンケートの結果をもとに「住民意識」についても分析します。

第3章 全体構想 ～都市の将来像～

萩市の将来都市像：萩市基本ビジョンに即した、将来都市像を示します。

将来都市構造：全市的な都市づくりを貫く大きな考え方を示します。

目標とする都市の姿：「歴史・文化」「未来への挑戦」の視点を追加した、「社会・暮らし」「経済」「環境」毎の、目指すべき都市の姿を示します。

・都市計画の方針を示します。

第4章 全体構想 ～都市計画の方針～

- ◆目標とする都市の姿の実現に向け、萩市全体としての都市計画の方針を都市計画の分野ごとに定めます。
- ◆具体的な手法については、都市計画の方針に即した上で、その時々に応じた多様な手法を選択できるものとします。

第5章 地区別構想

- ◆市内4つの地区について、個々の方面の強み・役割を明確化し、方面間相互のつながりも踏まえ、ポテンシャルや課題に的確に対応した施策展開を行うための土地利用の基本的な方針を示します。

第6章 まちづくりの実現に向けて

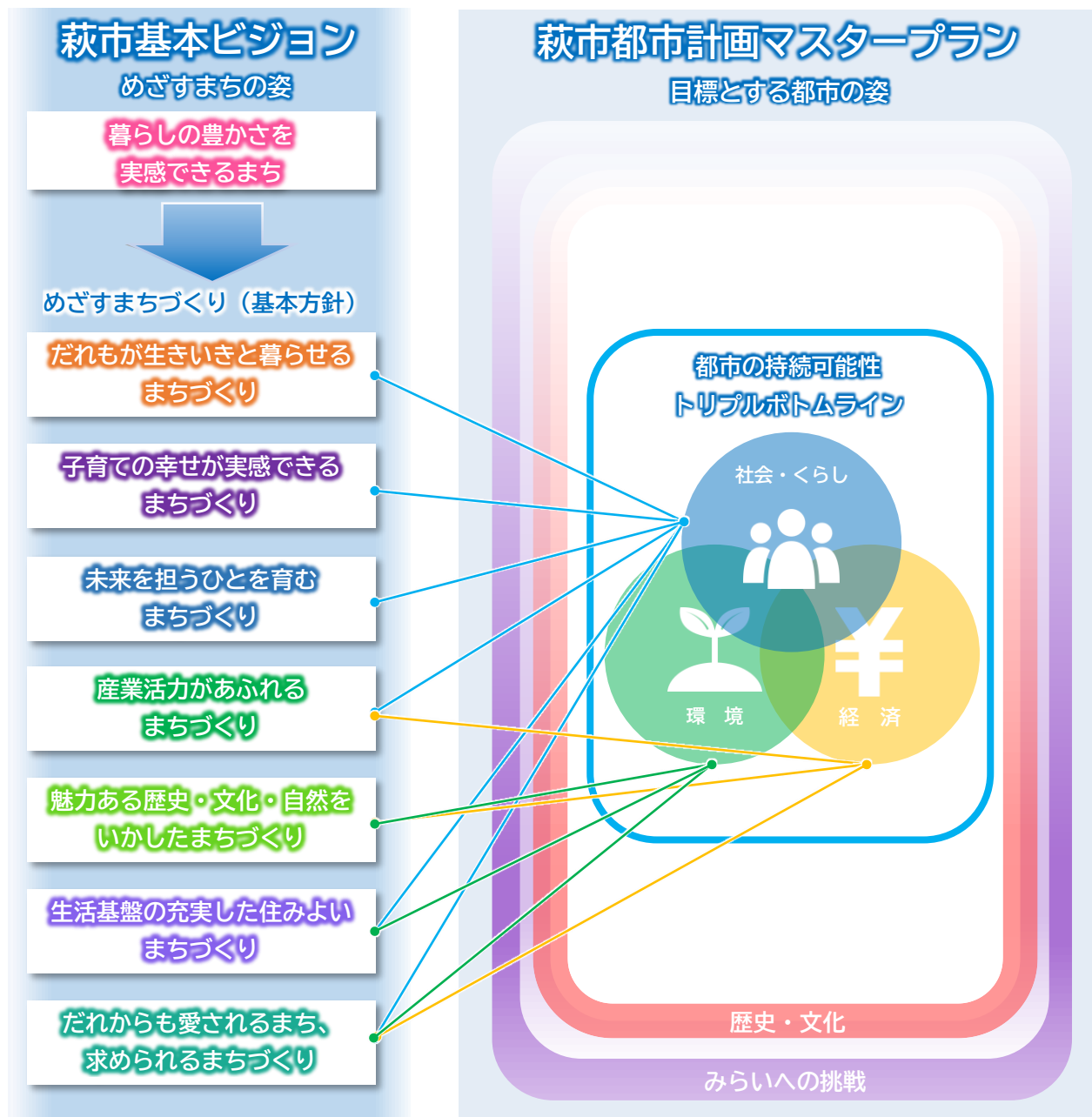
- ◆全体構想に即した、具体的なまちづくりの構想を示します。
- ◆順次策定、追加、見直しを行います。

▲本書の構成



2 萩市基本ビジョンと萩市都市計画マスタープランの関係

本書では、萩市基本ビジョンで示されている7つの基本方針を基に、都市が持続するために必要な3つの基本要素となる、トリプルボトムライン「社会・暮らし」「環境」「経済」に、萩市のほこりを表す「歴史・文化」とDX等の新たな力である「みらいへの挑戦」の視点を加え、目標とする都市の姿を示しています。





▲萩市のめざすまちづくりと目標とする都市の姿の関係



3 萩市立地適正化計画と萩市都市計画マスタープランの関係

▼萩市立地適正化計画との関係

	都市計画マスタープラン	立地適正化計画
役割・位置づけ	都市計画全般に関する、基本的な方針を定めるものであり、市街地整備、都市施設、公共交通、防災だけでなく、土地利用、公園、道路、自然環境、景観等についても方針を示します。	コンパクト+ネットワーク実現のために、都市計画における居住誘導、都市機能誘導、公共交通との連携について、より具体的な方針を示します。
対象範囲	市域全体	都市計画区域内
定めるべき事項	全体構想・地区別構想	居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設、防災指針※
土地利用 (都市計画区域内)	【まちなかエリア】 中心市街地と伝統的建造物群保存地区周辺を位置づけ、徒歩や自転車、公共交通により、便利で豊かな都市生活が将来的にも行えるエリアとして、積極的に居住を促進する区域。	【居住誘導区域】 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
	【都市拠点】 高次な都市機能が集積する市役所及び萩バスセンター周辺のエリアを位置づけ、市域全体から見た都市の中心として、行政、文化、子育て、商業などの高次な都市機能の維持・集積を図る区域。	【都市機能誘導区域】 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
土地利用 (都市計画区域外)	【自然共生エリア】 地域や集落の存続に向けて、他の関連施策と連携しながら、現在の居住者が住み続けられる環境を維持する区域。	取り扱いなし (福栄、むつみ、須佐、田万川、川上、旭地域を地域拠点と定義)
交通	公共交通計画だけでなく、高規格道路、鉄道、港湾についても位置づけを明確化し整備方針を提示。	公共交通との連携による居住環境の整備、居住誘導に重きを置き、周辺都市及び都市拠点、地域与点を結ぶ「連携軸」を設定。
将来都市構造図	歴史の拠点や、緑の拠点など、居住や都市機能だけではない、大まかなゾーニングを提示。 	居住を誘導する区域と都市機能誘導区域について、具体的な範囲を明示。 

※R2.3萩市立地適正化計画では防災指針の記載なし